

# 国立国会図書館

## TPP の農業分野をめぐる論点

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 924 (2016. 10. 27.)

はじめに

- I 農林水産分野の合意内容
- II 大筋合意後の経緯
- III 農業分野をめぐる論点
  - 1 国会決議
  - 2 影響試算
  - 3 国内対策
  - 4 米への影響と対策
  - 5 再協議規定
  - 6 国内対策の検討継続項目

おわりに

- TPP の農林水産分野では、米・麦・乳製品の国家貿易制度や豚肉の差額関税制度等の国境措置が維持されたものの、牛肉や豚肉、一部の乳製品等の関税が段階的に削減されるほか、米や麦、バター等に TPP 締約国からの輸入枠が新設され、農林水産物全体の約 8 割、重要 5 品目の約 3 割（タリフラインベース）で最終的に関税が撤廃される。
- TPP の農業分野をめぐるっては、合意内容と国会決議との整合性や政府による影響試算の妥当性、国内対策の有効性、再協議規定の是非等が議論となっている。
- 米については、国別輸入枠の数量に相当する国産米を備蓄米として政府が買い入れる国内対策が実施される予定だが、安価な輸入米の流入が国産米の需給・価格に影響を与えるとの懸念もある。

国立国会図書館

調査及び立法考査局農林環境課

くどう ゆたか  
(工藤 豊)

第 9 2 4 号

## はじめに

環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) 協定 (以下「TPP」) は、平成 27 (2015) 年 10 月 5 日、日本を含む 12 か国 (豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナム) の間で大筋合意に達し、平成 28 (2016) 年 2 月 4 日に署名式が行われた。本稿では、TPP の農林水産分野に関する合意内容について概観した上で、第 190 回国会 (平成 28 (2016) 年 1 月 4 日～6 月 1 日) における議論を踏まえ、TPP の農業分野をめぐる論点についてまとめる。

## I 農林水産分野の合意内容

TPP は前文及び 30 章で構成されており、そのうち第 2 章 (内国民待遇及び物品の市場アクセス) では、輸出入のしるしや関税割当ての運用、農産品貿易に関する輸出補助金や輸出制限等、物品の貿易に関する基本的なルールを規定している。また、農林水産物の市場アクセスに関する個別品目の交渉結果については、タリフライン<sup>1</sup>ごとの関税の撤廃・削減の方式、関税割当て、セーフガード<sup>2</sup>等の詳細を規定した附属書 2-D (関税に係る約束) の譲許表等に記載されている。

TPP の市場アクセス交渉の結果、日本が TPP 締約国から輸入する農林水産物について、全タリフライン 2,594 ラインのうち、82.3%の 2,135 ラインで関税が最終的になくなる (表 1)。このうち、重要 5 品目である米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物については、594 ライン中、28.6%に当たる 170 ラインの関税が撤廃される。国別の農林水産品の最終的な関税撤廃率 (対日本、タリフラインベース) は、米国 99.2%、カナダ 94.6%、豪州 100%、ニュージーランド 100%等となっており、全ての締約国が日本の 82.3%を上回る (表 2)。<sup>3</sup>

各品目の関税等に関しては、表 3 のように合意された。重要 5 品目については、米・麦・乳製品の国家貿易制度<sup>4</sup>や豚肉の差額関税制度<sup>5</sup>、砂糖の糖価調整制度<sup>6</sup>等が維持されたものの、牛肉や豚肉、一部の乳製品等の関税が段階的に削減されるほか、米や麦、バター等に TPP 締約国を対象とした輸入枠が新設された。

\* 本稿は平成 28 (2016) 年 10 月 12 日時点までの情報を基にしている。インターネット情報への最終アクセス日も同日である。

<sup>1</sup> 関税をかける単位のこと。財の形状や品質、混合割合、加工の有無、輸入方法等によって細かく分類されている。

<sup>2</sup> ある製品の輸入急増による国内産業への重大な損害を防止するため、関税の引上げや輸入数量制限を行う緊急措置。

<sup>3</sup> 農林水産省「TPP における農林水産物関税の最終結果」<[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/1\\_kousyoku\\_kekka\\_hs2\\_012.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/1_kousyoku_kekka_hs2_012.pdf)>

<sup>4</sup> 国又は国によって特別の権利を与えられた機関 (国家貿易企業) が輸出入を行う制度。現在国家貿易が実施されている米、麦及び乳製品の輸入については、国家貿易枠外の民間貿易による輸入に対して高い枠外税率を課すことにより、安価な外国産品の無秩序な流入を抑制している。

<sup>5</sup> 豚肉の輸入品の価格が低いときは基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収して国内養豚農家を保護する一方、価格が高いときには低率な従価税を適用することにより関税負担を軽減し消費者の利益を図る制度。部分肉を例とすると、現行では、①低価格帯 (輸入価格が 64.53 円/kg 以下) では 482 円/kg (従量税)、②中価格帯 (輸入価格が 64.53 円/kg 以上、524 円/kg 以下) では基準輸入価格 (546.53 円/kg) と輸入価格との差額 (差額関税)、③高価格帯 (輸入価格が 524 円/kg 以上) では輸入価格の 4.3% (従価税) がそれぞれ課税される。なお、従価税が適用される下限の輸入価格 (部分肉の場合は 524 円/kg) を分岐点価格という。

<sup>6</sup> 輸入される粗糖等から調整金を徴収し、国内の砂糖の原料作物 (甘味資源作物) 生産者や国内産糖製造事業者を支援する交付金の財源とする制度。

表 1 TPP における関税の取扱い

	総ライン数	最終的に関税をなくすライン	関税を残すライン	関税撤廃率
全品目	9,321	8,862	459	95.1%
農林水産物	2,594	2,135	459	82.3%
関税撤廃したことがないもの*	901	446	455	49.5%
重要 5 品目	594	170	424	28.6%
重要 5 品目以外	307	276	31	89.9%
関税撤廃したことがあるもの	1,693	1,689	4	99.8%

\* 「関税撤廃したことがないもの」とは、日本がこれまでに締結した経済連携協定（EPA）で一度も関税を撤廃したことがないものを指す。

（出典）農林水産省「TPP における農林水産物関税の最終結果」<[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/1\\_kousyou\\_kekka\\_hs2012.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/1_kousyou_kekka_hs2012.pdf)> を基に筆者作成。

表 2 農林水産品の国別関税撤廃率（対日本、タリフラインベース）

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア	シンガポール
関税撤廃率	99.2%	94.6%	100%	96.6%	99.6%	100%
国名	チリ	ペルー	ニュージーランド	ベトナム	ブルネイ	（参考）日本
関税撤廃率	98.1%	96.5%	100%	99.3%	100%	82.3%

（注）日本以外の国は対日本の関税撤廃率。日本以外の国の農林水産品については、国際的な商品分類（HS2007）において 1～24、44 及び 46 類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない（日本には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる）。

（出典）農林水産省「TPP における農林水産物関税の最終結果」<[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/1\\_kousyou\\_kekka\\_hs2012.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/1_kousyou_kekka_hs2012.pdf)> を基に筆者作成。

表 3 農林水産物の関税等に関する主な合意内容

		主な合意内容
日本市場へのアクセス	米	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の国家貿易制度及び枠外税率を維持</li> <li>・ 米国、豪州に上限で計 7.84 万 t の国別輸入枠（SBS 方式）を新設</li> <li>・ 既存のミニマムアクセス枠内に中粒種・加工用の枠を 6 万 t 新設</li> </ul>
	麦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小麦、大麦とも現行の国家貿易制度及び枠外税率を維持</li> <li>・ 小麦、大麦ともマークアップ（輸入差益）を現行から 45%削減</li> <li>・ 輸入枠を新設（小麦：米国・豪州・カナダに計 25.3 万 t、大麦：TPP 枠として 6.5 万 t）</li> </ul>
	牛肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関税（現行 38.5%）を 16 年目までに 9%に削減</li> <li>・ 輸入急増に対するセーフガードを措置（16 年目以降は 4 年間発動がなければ廃止）</li> </ul>
	豚肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の差額関税制度及び分岐点価格を維持</li> <li>・ 低価格帯の従量税（現行 482 円/kg）を 10 年目までに 50 円/kg に削減</li> <li>・ 高価格帯の従価税（現行 4.3%）を 10 年目までに撤廃</li> <li>・ 輸入急増に対するセーフガードを措置（12 年目以降は廃止）</li> </ul>
	乳製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脱脂粉乳、バター等で現行の国家貿易制度及び枠外税率を維持</li> <li>・ 脱脂粉乳、バターに計 7 万 t（生乳換算）の輸入枠を新設（TPP 枠、民間貿易）</li> <li>・ ホエイ（乳清）、チーズの一部の関税を撤廃</li> </ul>
	甘味資源作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の糖価調整制度を維持</li> <li>・ 加糖調整品に計 9.6 万 t の輸入枠を新設（TPP 枠）</li> </ul>
	その他の農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野菜：たまねぎ、かぼちゃ等の全ての品目の関税を撤廃</li> <li>・ 果実：ぶどう、オレンジ、りんご等の関税を撤廃</li> </ul>
	林産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合板や製材について、国別のセーフガードを設けて 16 年目までに関税を撤廃</li> </ul>
	水産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魚やイカ等の全ての魚介類の関税を撤廃、海藻類の関税を現行から 15%削減</li> </ul>
各国市場へのアクセス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出戦略の重点品目*である牛肉、米、水産物、茶等の全てで関税を撤廃</li> </ul>

\* 農林水産省は平成 25（2013）年 8 月に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を策定し、輸出戦略上の重点品目として水産物、加工食品、米・米加工品、林産物、花き、青果物、牛肉、茶を挙げている。

（出典）農林水産省「TPP 農林水産物市場アクセス交渉の結果」<[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/old/pdf/tpp\\_1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/old/pdf/tpp_1.pdf)>; 同「TPP における重要 5 品目等の交渉結果」<[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/2-1\\_5shinmoku\\_kekka.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/2-1_5shinmoku_kekka.pdf)>; 「TPP 署名 求められる説明責任」『日本農業新聞』2016.2.5 等を基に筆者作成。

## II 大筋合意後の経緯

平成 27 (2015) 年 10 月 5 日の TPP 大筋合意以降の主な経緯を表 4 にまとめた。

同年 11 月 25 日、政府の TPP 総合対策本部は TPP 大筋合意に伴う国内対策を盛り込んだ「総合的な TPP 関連政策大綱」<sup>7</sup>を取りまとめた。農林水産分野では、「攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）」及び「経営安定・安定供給のための備え（重要 5 品目関連）」の 2 つの柱を掲げ、担い手の育成や産地イノベーションの促進、畜産・酪農の収益力強化、農林水産物の輸出拡大、重要 5 品目の経営安定対策等の施策が挙げられた。

12 月 24 日、政府は大筋合意の内容を反映した経済効果分析<sup>8</sup>を公表し、TPP 発効によって GDP が中長期的に 2.59% (13.6 兆円) 増加するとした。農林水産分野については、TPP の大筋合意内容や「総合的な TPP 関連政策大綱」に基づく政策対応を考慮した結果、農林水産物の生産額が約 1300～2100 億円減少すると試算した。

平成 28 (2016) 年 1 月 4 日には第 190 回国会（常会）が開会し、TPP に関する本格的な審議が開始された。また、1 月 20 日には TPP 関連対策を含む平成 27 年度補正予算が成立し、農林水産関係の TPP 関連対策として 3122 億円が計上された。

政府は 3 月 8 日、TPP の承認案（「環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件」（第 190 回国会条約第 8 号））と、TPP の締結・実施に必要な国内法の規定を整備する TPP 関連法案（「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」（第 190 回国会閣法第 47 号））<sup>9</sup>を衆議院に提出した。3 月 24 日には衆議院に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会が設置され、審議が進められたものの、TPP 承認案及び関連法案は会期末までに成立せず、継続審査となった。

表 4 TPP 大筋合意後の主な経緯

時期	主な出来事
2015 年 10 月 5 日	TPP 大筋合意
11 月 25 日	「総合的な TPP 関連政策大綱」決定
12 月 24 日	政府による経済効果分析を公表
2016 年 1 月 4 日	第 190 回国会（常会）開会
1 月 20 日	TPP 関連予算を含む平成 27 年度補正予算が成立
2 月 4 日	TPP 署名式
3 月 8 日	TPP 承認案・関連法案を提出
3 月 24 日	衆議院 TPP 特別委員会を設置
6 月 1 日	第 190 回国会（常会）閉会、TPP 承認案・関連法案は継続審査に
9 月 26 日	第 192 回国会（臨時会）開会

（出典）筆者作成。

<sup>7</sup> 「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）内閣官房 HP <[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/14/151125\\_tpp\\_seisakutaikou01.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/14/151125_tpp_seisakutaikou01.pdf)>

<sup>8</sup> 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP 協定の経済効果分析」2015.12.24. <[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224\\_tpp\\_keizaikoukabunnseki02.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_keizaikoukabunnseki02.pdf)>

<sup>9</sup> 内閣官房「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要」2016.3. <<http://www.cas.go.jp/jp/houan/160308/siryou1.pdf>>

### III 農業分野をめぐる論点

#### 1 国会決議

TPP 交渉への参加に際して、国会では、平成 25 (2013) 年 4 月、参議院農林水産委員会及び衆議院農林水産委員会が政府に対して決議をそれぞれ行った (表 5)。その中で、重要 5 品目については、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。」「農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。」を求めており、TPP の合意内容との整合性が議論となっている。

TPP では重要 5 品目のうち約 3 割のタリフラインで関税が撤廃されており、決議の求めている「除外又は再協議」の対象となっていないとの批判がある。また、関税等が「手付かず」で維持されたタリフラインに関しても、「精米」や「玄米」「米粉」といった大きくりの分類でみれば全ての品目で何らかの譲歩をしているとの見方もあり<sup>10</sup>、TPP の合意内容では重要 5 品目

表 5 参議院農林水産委員会「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉参加に関する決議」  
(平成 25 年 4 月 18 日) (抄)

(前略) …TPP 協定交渉参加に当たり、次の事項の実現を図るよう重ねて強く求めるものである。

- 一 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 二 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSE に係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。
- 三 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。
- 四 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
- 五 濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうような ISD 条項には合意しないこと。
- 六 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。
- 七 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 八 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

(注) 衆議院農林水産委員会による決議「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉参加に関する件」(平成 25 年 4 月 19 日) もほぼ同じ内容となっている。

(出典) 第 183 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 平成 25 年 4 月 18 日 pp.1-2.

<sup>10</sup> 関税区分の細目であるタリフラインは、財の形状や品質、混合割合、加工の有無、輸入方法等によって細かく分類されている。例えば、「精米」には輸入方法によって「国家貿易枠内」と「国家貿易枠外」の 2 つのタリフラインがある。TPP 交渉の結果、前者では最大 7 万 8400 トンの輸入枠が新設されたが、後者では関税の税率が維持された。政府は後者を関税等を維持した「手付かず」のタリフラインとカウントしているが、「精米」という分類でみれば、輸入枠の新設という譲歩をしているといえる。このように、大きくりの分類でみれば全ての品目で何らかの譲歩をしているとみることも可能で、政府も「強いて単純に枠内税率も枠外税率も変更を加えていないものがあつたかなかつ

の「聖域」は確保されておらず、国会決議に違反しているとの主張がある。<sup>11</sup>

この点について、政府は、TPP では決議が求めている「除外」や「再協議」という区分は用いられておらず、国会決議を後ろ盾にして交渉し、重要 5 品目を中心に、農林水産物の約 2 割で関税撤廃の「例外」を確保したとしている<sup>12</sup>。また、関税を撤廃したタリフラインについては、①輸入実績がないもの（キャッサバ芋など）、②国産農産品との代替性が低いもの（牛タンや米のビーフンなど）、③撤廃が生産者のメリットとなるもの（繁殖用母豚など）、といった基準を総合的に勘案して、品目全体として影響が出ないものに限定したと説明している<sup>13</sup>。これらを踏まえて、国会決議と TPP 合意内容との整合性については、最終的には国会で審議することとなるが、政府としては国会決議の趣旨に沿うものと評価されると考えるとしている<sup>14</sup>。

## 2 影響試算

政府が平成 27（2015）年 12 月に公表した経済効果分析では、TPP 発効による農林水産物の生産額の減少を約 1300～2100 億円と試算している（表 6）。品目別では、輸入品との競合による国産品の価格下落が懸念される牛肉や豚肉、牛乳乳製品への影響が大きく、それぞれ約 311～625 億円、約 169～332 億円、約 198～291 億円の生産額減少が見込まれる。一方で、米は、国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れる国内対策を行うことから、生産額の減少はないとしている。また、各品目の生産量については、体質強化対策による生産コスト

表 6 TPP による農林水産物への影響の政府試算

		生産減少額	
		平成 25 年 3 月試算	平成 27 年 12 月試算
農産物計		約 2 兆 6600 億円	約 878～1516 億円
主な品目	米	約 1 兆 100 億円	0 億円
	小麦	約 770 億円	約 62 億円
	大麦	約 230 億円	約 4 億円
	砂糖	約 1500 億円	約 52 億円
	牛肉	約 3600 億円	約 311～625 億円
	豚肉	約 4600 億円	約 169～332 億円
	牛乳乳製品	約 2900 億円	約 198～291 億円
林産物（合板等）		約 490 億円	約 219 億円
水産物計		約 2490 億円	約 174～346 億円
農林水産物計		約 3 兆円	約 1300～2100 億円

（出典）農林水産省「（別紙）農林水産物の生産額への影響について」2015.12. <[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/160107\\_seisan\\_gaku\\_eikyou.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/160107_seisan_gaku_eikyou.pdf)>; 同「（別紙）農林水産物への影響試算の計算方法について」2013.3. <[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/pdf/02\\_cao.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/pdf/02_cao.pdf)> を基に筆者作成。

たかと問われれば、それはない」（第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 7 号 平成 28 年 4 月 19 日 p.10.）としている（「ニュース教えて！「無傷の品目ゼロ」って？」『日本農業新聞』2016.4.21; 「重要 5 項目「無傷」ゼロ」『東京新聞』2016.4.20.）。

<sup>11</sup> 第 190 回国会衆議院会議録第 22 号 平成 28 年 4 月 5 日 pp.4, 10; 東山寛「TPP 交渉のプロセスを再検証する—物品市場アクセス分野を中心に—」『農業と経済』82(6)臨時増刊号, 2016.6, pp.113-118 等。

<sup>12</sup> 農林水産省「TPP に関する疑問にお答えします」2016.6, p.2. <[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/tpp\\_leaflet.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/tpp_leaflet.pdf)>; 第 190 回国会衆議院会議録第 22 号 同上, p.3 等。

<sup>13</sup> 農林水産省 同上; 第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 8 号 平成 28 年 4 月 20 日 p.4 等。

<sup>14</sup> 農林水産省 同上; 第 190 回国会衆議院会議録第 22 号 前掲注(11), p.3 等。

の低減・品質向上や経営安定対策等の国内対策により、国内生産量は減少せずに維持され、引き続き農家所得が確保されると見込んでいる。

平成 25 (2013) 年 3 月の TPP 交渉参加表明に際して政府が行った試算では農林水産物の生産額減少を約 3 兆円と試算していたが、今回の試算とは前提条件が異なっている。前回の試算では全ての関税の即時撤廃を仮定していたが、今回の試算では TPP の合意内容や「総合的な TPP 関連政策大綱」に基づく政策対応を考慮して影響額を算出しており、政府は「現時点における最も適切な分析結果」<sup>15</sup>と評価している。

この政府の影響試算に対しては、農業への影響を楽観的に捉えており実態を反映していない、国内対策の効果を過大に評価している等の指摘もあり、国内対策等の効果を排除した関税削減・撤廃等の直接的効果だけの試算結果を示すべき等の見解がある<sup>16</sup>。これに対して政府は、国内対策を考慮しない試算を行うことは現実とかけ離れた仮定に基づいた試算結果となりかねないことから、再度試算を行う考えはないとしている<sup>17</sup>。

### 3 国内対策

政府の TPP 総合対策本部が平成 27 (2015) 年 11 月に取りまとめた「総合的な TPP 関連政策大綱」のうち、農林水産分野の概要を表 7 にまとめた。

表 7 「総合的な TPP 関連政策大綱」の概要（農林水産関係）

攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）	
・次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成	・合板・製材の国際競争力の強化
・国際競争力のある産地イノベーションの促進	・持続可能な収益性の高い操業体制への転換
・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進	・消費者との連携強化
・高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓	・規制改革・税制改正
経営安定・安定供給のための備え（重要 5 品目関連）	
米	・政府備蓄米の保管期間を現行の原則 5 年から 3 年程度に見直し ・国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ
麦	・引き続き経営所得安定対策を着実に実施
牛肉・豚肉	・肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化 ・牛・豚マルキンの補填率を引上げ（8 割→9 割） ・豚マルキンの国庫負担水準を引上げ（国 1：生産者 1→国 3：生産者 1） ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したもに見直し
乳製品	・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化
甘味資源作物	・加糖調製品を糖価調整金の対象に追加

(出典)「総合的な TPP 関連政策大綱」(平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定) pp.7-8. 内閣官房 HP <[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/14/151125\\_tpp\\_seisakutaihou01.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/14/151125_tpp_seisakutaihou01.pdf)> を基に筆者作成。

<sup>15</sup> 第 190 回国会衆議院会議録第 22 号 同上, p.13.

<sup>16</sup> 第 190 回国会衆議院会議録第 22 号 同上, p.5; 鈴木宣弘「農業への影響を軽微とした政府試算の論理破綻」『農業と経済』82(6)臨時増刊号, 2016.6, pp.32-43 等。なお鈴木氏は、国内対策を行わず、かつ生産性向上を前提としない(生産コストは現状のまま)場合、TPP 発効によって農林水産物の生産額が 1 兆 5594 億円程度減少すると試算している(鈴木 同, pp.36-38.)。

<sup>17</sup> 第 190 回国会衆議院会議録第 22 号 同上, p.6; 第 190 回国会衆議院予算委員会議録第 3 号 平成 28 年 1 月 12 日 p.22 等。

「攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）」では、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しするとして、担い手の育成や産地イノベーションの促進、畜産・酪農の収益力強化、農林水産物の輸出拡大等の施策が挙げられた。これを受けて、農林水産関係の TPP 関連対策として、平成 27 年度補正予算に 3122 億円、平成 28 年度第 2 次補正予算に 3453 億円が計上され、畜産クラスター<sup>18</sup>の推進や、産地の農業機械リース・施設整備の支援、農地の大区画化や水田の畑地化等の農業農村整備事業、農林水産物の輸出拡大に向けた対策等の事業が盛り込まれた。

また、「経営安定・安定供給のための備え（重要 5 品目関連）」では、重要 5 品目それぞれに対する経営安定対策が挙げられた。このうち、牛肉・豚肉及び甘味資源作物に対して実施される対策については、「畜産物の価格安定に関する法律」（昭和 36 年法律第 183 号）及び「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和 40 年法律第 109 号）の改正が TPP 関連法案に含まれている<sup>19</sup>。

これらの国内対策については、政策大綱が TPP の国会承認や影響試算に先立って取りまとめられており、TPP による影響が十分に分析・検討されないまま対策の内容や予算規模が決定されているとの指摘がある<sup>20</sup>。政府は、国内対策の早期検討は中小企業や農林水産業の現場からの要望に応じたものであり、また、定量的な影響分析がなくとも、各対策の対象面積、地域の数、単価等の積算根拠を積み上げることで国内対策の検討が可能としている<sup>21</sup>。

また、麦や牛肉、乳製品、甘味資源作物については、それぞれの輸入の際に徴収されている関税やマークアップ（輸入差益）<sup>22</sup>等の収入が、現在実施されている経営安定対策の財源となっている<sup>23</sup>。TPP で合意された関税やマークアップの削減によってこれらの収入が減少することが想定される<sup>24</sup>ことから、経営安定対策の財源の不足が懸念されており、政府は、農林水産分野

<sup>18</sup> 畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター（畜産農家から飼料生産等を請け負う組織）等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。

<sup>19</sup> このほか、農林水産関係では、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）や養豚経営安定対策事業（豚マルキン）、糖価調整制度等を実施している独立行政法人農畜産業振興機構の設立根拠法である「独立行政法人農畜産業振興機構法」（平成 14 年法律第 126 号）の改正や、日本の農林水産物の地理的表示の保護が外国と相互にできるよう制度を整備する「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（平成 26 年法律第 84 号）の改正が TPP 関連法案に含まれている。

<sup>20</sup> 第 190 回国会衆議院会議録第 2 号 平成 28 年 1 月 6 日 p.2; 第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 4 号 平成 28 年 4 月 8 日 p.7 等。

<sup>21</sup> 第 190 回国会衆議院会議録第 2 号 同上; 第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 4 号 同上等。

<sup>22</sup> 国又は国家貿易企業が輸入した国家貿易品を国内の事業者販売する際に徴収する売買差益。関税ではないが、国境措置としては関税と同様の効果がある。

<sup>23</sup> 麦については、「特別会計に関する法律」（平成 19 年法律第 23 号）に基づき、マークアップの収入が食糧管理協定の歳入となり、経営安定対策の交付金の財源に充てられる。牛肉については、「肉用子牛生産安定等特別措置法」（昭和 63 年法律第 98 号）において、牛肉に係る関税の収入は、予算で定めるところにより、肉用子牛等対策費の財源に充てるものと規定している。乳製品については、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」（昭和 40 年法律第 112 号）において、農畜産業振興機構は、乳製品の輸入業者等からマークアップを徴収するとともに、加工原料乳生産者補給交付金の交付等を行う旨を規定している。甘味資源作物（砂糖及びでん粉）については、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律において、農畜産業振興機構が粗糖の輸入業者等から調整金を徴収するとともに、甘味資源作物の生産者、国内産糖工場等に対して交付金を交付する旨を規定している（農林水産省「特定の対策に充てられている関税、マークアップ等」2016.3.25.『資料 06 「TPP に関する参考資料（農業関係①）」』内閣官房 HP <[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/sankousiryoutu/160420\\_tpp\\_sankou06.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/sankousiryoutu/160420_tpp_sankou06.pdf)>）。

<sup>24</sup> 政府は TPP 発効による関税やマークアップの収入減少額の試算を行っており、各品目で TPP による関税率の引下げ等が全て終了する最終年度において、麦のマークアップ収入が 402 億円、牛肉の関税収入が 680 億円、乳製品のマークアップ収入が 35 億円減少するとしている（内閣官房ほか「関税収入減少額及び関税支払減少額の試算について」

の国内対策の財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとしている<sup>25</sup>。

#### 4 米への影響と対策

米については、現在、国家貿易として年間 76 万 7000 トン（玄米ベース）のミニマムアクセス米<sup>26</sup>を無関税で輸入しており、ミニマムアクセスを超える数量については、高い枠外税率を課すことにより、安価な外国産米の輸入を抑制している<sup>27</sup>。TPP 交渉の結果、現行の国家貿易制度及び枠外税率は維持するが、ミニマムアクセスの枠外で、米国と豪州に無関税の国別輸入枠最大 7 万 8400 トンを売買同時契約（Simultaneous Buy and Sell: SBS）方式<sup>28</sup>で新設する。また、既存のミニマムアクセスの運用を見直し、中粒種・加工用に限定した 6 万トンの輸入枠（SBS 方式）を新設する。

国家貿易制度や枠外税率を維持したことにより、輸入が大幅に増えることはないとの見方もあるが、国産と競合する業務用米を中心に安価な輸入米が流通することで米価全体が下落するとの懸念もある<sup>29</sup>。政府は国内対策として、TPP で新設された国別輸入枠の数量に相当する国産米を備蓄米として買い入れ、政府備蓄米の保管期間を現行の原則 5 年から 3 年程度に見直す施策を示している。国別輸入枠に相当する国産米を備蓄米として市場から隔離し、輸入米が国産主食用米の需給・価格に与える影響を遮断することで、TPP の影響による米の生産額の減少は生じないとしている。国産米の価格下落の懸念については、現在の SBS 方式での輸入米の政府売渡価格は主に業務用に用いられる国産品種銘柄の価格水準とほぼ同等であり、国産米より大幅に安い価格で国内に流通しているものではないため、国産米の価格に大きな影響はないと説明している<sup>30</sup>。

また、新設される国別輸入枠は SBS 方式をとるため、ミニマムアクセスのように枠数量の全量を輸入する義務は課されていないが、政府は 3 年度中 2 年度で数量が消化されなかった場合に最低マークアップを 15%引き下げる等、SBS 方式の運用方法の技術的な変更を行う予定

2015.12.24. <[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224\\_tpp\\_kannzeisisan.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_kannzeisisan.pdf)>。

<sup>25</sup> 「総合的な TPP 関連政策大綱」前掲注(7), p.10.

<sup>26</sup> 平成 5 (1993) 年のガット・ウルグアイラウンド農業合意において、それまで輸入がほとんど行われていなかった米についても、最低限の輸入機会（ミニマムアクセス機会）の提供を行うこととなった。このミニマムアクセスによって輸入している米をミニマムアクセス米という。

<sup>27</sup> ただし、ミニマムアクセス枠内は上限 292 円/kg のマークアップを徴収する。ミニマムアクセス枠外は関税と納付金を合わせて 341 円/kg を徴収する。

<sup>28</sup> 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加し、国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に行う方式。民間の業者間の実質的な直接取引であり、SBS 方式で輸入された米は主に主食用として販売されている。

<sup>29</sup> 「TPP 価格はこうなる コメ」『日本経済新聞』2015.10.15; 「品目ごとの影響を探る 「米」『地上』70(1), 2016.1, pp.22-23; 冬木勝仁「米の国別枠 影響じわり 価格下げ圧力高まる」『日本農業新聞』2016.2.10 等。

<sup>30</sup> 農林水産省 前掲注(12), p.6; 第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 3 号 平成 28 年 4 月 7 日 p.30 等。ただし、輸入米の SBS 方式での入札をめぐっては、輸入業者（商社等）と国内の実需者（米卸売業者等）との間で「調整金」がやり取りされていたことが報じられている（「輸入米 高値に見せかけ 「調整金」還流 国は放置」『毎日新聞』2016.9.14 等）。農林水産省が公表していた入札価格よりも実質的には低い価格水準で SBS 米が取引されていた可能性があり、「SBS 米の価格は国産米と同水準」としてきた政府の説明との整合性を疑問視する指摘もある（「論説 臨時国会召集 SBS 問題徹底究明を」『日本農業新聞』2016.9.26 等）。問題発覚後に農林水産省が輸入業者、米卸売業者等へ行った聞き取り調査の結果では、業者間で金銭のやり取りがある程度あったものの、それによって SBS 米が国産米の需給・価格に影響を与えている事実は確認できなかったとしている（農林水産省「輸入米に関する調査結果について」2016.10. <[http://www.maff.go.jp/j/press/seisaku\\_tokatu/kikaku/attach/pdf/161007-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/press/seisaku_tokatu/kikaku/attach/pdf/161007-1.pdf)>）。

(表 8) としており<sup>31</sup>、結果的に国別輸入枠の数量全量の買入れを保障しているのではないかと指摘もある<sup>32</sup>。これに対して政府は、SBS 方式運用方法の技術的な変更は、円滑な入札手続を行うために透明性向上の観点から行うものであり、実際の輸入量は市場の動向を反映した入札結果によることから、国別輸入枠の数量全量の輸入を保障するものではないとしている<sup>33</sup>。

表 8 米の国別輸入枠における SBS 方式の運用方法

米の国別枠における売買同時契約 (SBS) 方式の運用方法に関し、円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、以下の技術的な変更を行う予定。	
1. 入札スケジュール	… 年 6 回、毎年 5 月から 2 か月ごとに実施等
2. 入札参加資格の設定	… 外国法人でも日本で登記されれば参加可能等
3. 政府予定価格の設定	… 政府予定価格を短粒種・中粒種・長粒種ごと等に設定等
4. 最低マークアップの運用	… 年度内において安定的に運用等
5. 砕米割合の設定	… 砕米割合を 7%以下に設定等
6. 最低入札単位の設定	… 最低入札単位を 17t に設定等
7. 入札結果の公表	… 落札した政府買入価格の最高値・最低値を公表等
8. 再入札の実施	… 予定数量に満たなかった場合、翌日に再入札を実施等
9. 船積・引渡期限の設定	… 船積期限を 11 か月、引渡期限を 12 か月に延長等
10. レビューの実施	… 毎年度最初の 3 回の入札で消化率が 90%を下回る場合、以降は残りの 枠数量全量を入札に付す … 3 年度中 2 年度で数量が消化されなかった場合に最低マークアップを 一時的に 15%引下げ等

(出典) 農林水産省「TPP における重要 5 品目等の交渉結果」p.35. <[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/2-1\\_5hinmoku\\_kekka.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/2-1_5hinmoku_kekka.pdf)> を基に筆者作成。

## 5 再協議規定

TPP では第 2 章 (内国民待遇及び物品の市場アクセス) 附属書 2-D (関税に係る約束) において、TPP 発効から 7 年後以降に、相手国からの要請に基づき、関税、関税割当て及びセーフガードの取扱いに関して協議を行う旨を、豪州、カナダ、チリ、ニュージーランド及び米国との間で相互に規定している。また、TPP では協定の実施・運用に関する問題や改正・修正の提案の検討等を行う「TPP 委員会」や、「物品の貿易に関する小委員会」「農業貿易に関する小委員会」等の各種委員会が設置されることが規定されている。このような再協議の場や各種委員

<sup>31</sup> TPP 署名の際に日本と米国及び豪州との間で交わした以下の交換文書 (いわゆるサイドレター) において、国別輸入枠の SBS 方式の運用方法について確認がなされている。「環太平洋パートナーシップ協定に基づく米に関する日本国によるアメリカ合衆国についての関税割当ての運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」2016.2.4. 内閣官房 HP <[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/side\\_letter\\_yaku/side\\_letter\\_yaku03.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/side_letter_yaku/side_letter_yaku03.pdf)>; 「環太平洋パートナーシップ協定に基づく米に関する日本国によるオーストラリアについての関税割当ての運用に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の交換公文」2016.2.4. 同 <[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/side\\_letter\\_yaku/side\\_letter\\_yaku04.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/side_letter_yaku/side_letter_yaku04.pdf)>

<sup>32</sup> 第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 3 号 前掲注(30), pp.28-31; 第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 9 号 平成 28 年 4 月 22 日 pp.3-4 等。

<sup>33</sup> 第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 3 号 同上; 第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 9 号 同上等。

会を通じて、関税撤廃等の追加的な市場開放が求められる可能性が懸念されている<sup>34</sup>。

これに対して政府は、通商協定では各種委員会の設置や将来の見直し・再協議に関する規定が設けられることは一般的であり、再協議を行ったとしても我が国の国益に反するような合意を行うことはないとしている<sup>35</sup>。

## 6 国内対策の検討継続項目

「総合的な TPP 関連政策大綱」では、攻めの農林水産業への転換に向けた検討の継続項目として、表 9 の 12 項目を挙げている。農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略等については平成 28 (2016) 年秋を目途に政策の具体的内容を詰めるとしており、農林水産省を中心に検討が進められている<sup>36</sup>。

このうち、「生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し」については、政府の産業競争力会議（平成 28 (2016) 年 9 月に未来投資会議に移行）や規制改革会議（同年 9 月に規制改革推進会議に移行）で検討が進められているほか、自由民主党内に農林水産業骨太方針策定プロジェクトチームが設置されており、資材価格の「見える化」による競争促進や資材メーカーの生産体制の効率化等の具体策について平成 28 (2016) 年 11 月を目途に結論を取りまとめる方針としている<sup>37</sup>。

表 9 「総合的な TPP 関連政策大綱」における検討の継続項目

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農政新時代に必要の人材力を強化するシステムの整備</li> <li>○ 生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し</li> <li>○ 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立</li> <li>○ 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方を見直し</li> <li>○ 戦略的輸出体制の整備</li> <li>○ 原料原産地表示</li> <li>○ チェックオフ制度の導入</li> <li>○ 従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続</li> <li>○ 農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明示された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策</li> <li>○ 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策</li> <li>○ 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討</li> <li>○ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み</li> </ul> |
|--|

(出典)「総合的な TPP 関連政策大綱」(平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定) p.14. 内閣官房 HP <[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/14/151125\\_tpp\\_seisakutaihou01.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/14/151125_tpp_seisakutaihou01.pdf)> を基に筆者作成。

<sup>34</sup> 第 190 回国会衆議院予算委員会議録第 6 号 平成 28 年 2 月 3 日 pp.38-39; 第 190 回国会衆議院会議録第 22 号 前掲注(11), pp.10-11; 「TPP 国会審議ここが焦点 (7) 市場開放の追加要求」『日本農業新聞』2016.3.29 等。

<sup>35</sup> 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP に関する Q&A : 全体版」2016.10, p.10. <[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/qanda/pdf/161007\\_tpp\\_qanda\\_zentai.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/qanda/pdf/161007_tpp_qanda_zentai.pdf)>; 第 190 回国会衆議院会議録第 22 号 同上, p.12 等。

<sup>36</sup> 12 項目のうち、「戦略的輸出体制の整備」については政府の農林水産業・地域の活力創造本部の下に設置された輸出強化ワーキンググループで、「生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し」「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」については政府の産業競争力会議及び規制改革会議で、その他の 9 項目は農林水産省で検討が進められることとされた(「総合的な TPP 関連政策大綱における検討継続項目(農林水産分野)の検討の進め方(案)」(第 18 回農林水産業・地域の活力創造本部配布資料) 2016.1.22. 首相官邸 HP <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/dai18/siryou1.pdf>>).

<sup>37</sup> 大柿好一「農政談義 資材価格引き下げ、全農改革が焦点に」『農業と経済』82(10), 2016.10, pp.80-83; 「農政秋の陣 ここが焦点 (1) 資材価格引き下げ」『日本農業新聞』2016.8.12.

また、「従前から行っている収入保険制度<sup>38</sup>の導入に向けた検討の継続」については、現在、農林水産省において収入保険の事業化のための調査が実施されており、政府は、制度の法制化に向けて平成 29（2017）年の通常国会への法案提出を目指している<sup>39</sup>。

## おわりに

TPP には発効から 7 年後以降に再協議に応じる規定が設けられており、また、TPP の合意によって日本が参加する他の FTA・EPA 交渉が活性化する可能性もある。TPP の交渉過程や農業への影響、国内対策の有効性等を十分に分析・検証し、今後の貿易交渉の方針や交渉における農林水産業の位置付け等を議論しておく必要がある。

また、TPP の影響としては、関税撤廃等の直接的な影響に加えて、農林水産業の将来に対する不安が離農の増加や新規就農者の減少、農業投資の減退を招くとの指摘<sup>40</sup>もある。したがって、日本の農林水産業の今後の在り方について農業者や国民に対して丁寧に情報発信を行う必要がある。TPP を活用した輸出拡大等の方策も含めて、農業の体質強化策や経営安定策等に関する中長期的な視点からの幅広い議論が注目される。

<sup>38</sup> 収入保険とは、農作物の収量の減少又は価格の低下、あるいはその両方による収入の減少を保証する保険。現在、日本では自然災害等により収穫量が平年に比べ一定割合以上減少した場合に共済金が支払われる「農業災害補償制度」が実施されているが、収入保険では価格低下も含めた収入減少を保証すること、全ての農業経営品目を対象として農業経営全体として加入すること等が異なる。

<sup>39</sup> 農林水産省「その他の農林水産分野の検討における参考資料」（第 5 回農林水産省 TPP 対策本部配布資料）2016.5.19, pp.32-36. <[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/3\\_sankou\\_all.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/3_sankou_all.pdf)> 現在、平成 27 年産の農産物を対象として、全国 1,000 経営体に模擬的に収入保険に加入してもらい、加入申請や収入算定、保険金請求等の制度が的確に運営できるかを確認する事業化調査が実施されている。

<sup>40</sup> 田代洋一「TPP の真の影響 離農連鎖 歯止め急げ」『日本農業新聞』2016.1.19; 小林信一「(経済教室) TPP と日本の農業 (下) 酪農、価格交渉力高めよ」『日本経済新聞』2015.11.23 等。